

## 令和5年度 特定子ども・子育て支援施設等 集団指導講習会 質問

### ＜運営関係＞

No	質問	回答案
1	<p>・スライドにあった安全計画例で作成しておりましたが、3月に区立園の作成例を配信いただきそれに基づいて作成をしておりましたが、検査上はそれでよろしいですか？</p> <p>・以前送られてきた安全計画のサンプルと今回の違うけどどちらで作成したらよいか。</p>	<p>集団指導講習会では、国の様式をご紹介します。また、保育サービス基盤担当からは、区立園の安全計画の例を配布しています。いずれの様式も、参考様式になります。安全計画で求められている項目が含まれていれば、どちらの様式でも、あるいは各法人の個別の様式でも問題はありません。</p> <p>なお、大田区安全保育マニュアル【安全計画】の添付・参考資料として1から9までありますが、このうち1「大田区保育所安全計画」だけを作成した場合には、国の様式をカバーしているとは言えません。例えば2の関連マニュアル・再点検計画及び実施記録に相当する項目、3 設備の安全及び衛生点検表(2シート目に避難及び消火等に関する訓練の実施状況確認表を含む)は、国の様式に類似の項目が含まれていますので、別途作成をしていただく必要があると考えます。</p>
2	<p>労働条件の明示について 職員の採用時に、とあるが採用時のみでよいのか？</p>	<p>労働基準法第15条では、「使用者は、労働契約の締結に際し、…明示しなければならない」とされています。</p> <p>このため、有期雇用労働者の場合、例えば1年契約で毎年契約を更新する場合は、更新の都度労働契約を締結することになりますので、その都度明示する必要があります。</p>
3	<p>不審者訓練を行う際は、警察署立ち合いが望ましいでしょうか。</p>	<p>不審者訓練については、必ずしも警察署の立会を求める必要はありません。しかし警察署に依頼をすると、具体的な事例や効率的な対応方法、備えておくべき事項や物品などを実習形式で教わるができると思いますので、機会があれば依頼をしていただければと思います。</p>
4	<p>自動車使用時の安全確保について 遠足等でバスを借りる場合(バス会社)には日常的使用ではないので、ブザーの設置のないバスを利用しても良いのでしょうか。</p>	<p>令和4年12月28日付け子発1228第1号、障発1228第4号厚生労働省局長通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」において、「園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。」とされておりますが、見落とし防止装置の設置までは求められておりません。</p>
5	<p>防災のタイルカーペットに防災のマークがついてはいないが、販売元に確認したところ防災性能試験をしており試験番号を知らせることができるの回答がありました。いわゆる防災マークやタグがなくても試験を受けて性能が確認されていたら使用可能でしょうか。</p>	<p>指導検査においては、外形的に防災性能を確認するために、防災マークの有無を拝見しています。また、防災マークが紛失した際に、販売元への問い合わせ等により、性能が確認できる場合には、指導検査においては指摘とはしません。</p> <p>但し、「この防災表示により、一般の使用者が購入する際及び消防機関の立ち入り検査時における防災物品の使用状況についての確認を行う際に、防災物品かどうか判別が可能となっている。」(消防庁作成「防災の知識と実際」より引用。)ことから、消防署による立入調査等で防災マークが紛失している場合の判断については、消防署にご確認をお願いします。</p>

6	<p>じゅうたん等防災性能…とありますが、防災加工床面(材)の上にジョイントマット等を敷いている場合(2㎡以上のスペース?)対象となるのでしょうか。</p> <p>天がいに防災でない布を使用している場合など。ジョイントマット2㎡以内、数か所はどうでしょうか？布が大きくなければ対象とならないか。</p>	<p>スライドにも記載している、消防庁発行「防災の知識と実際」において、「じゅうたん等として防災規制の対象となるのは、居室等の床面の表面を覆うものである。」(P.75)、「概ね2平方メートル以下のものは防災規制の対象外である」(P.75)とされています。</p> <p>天がいについては、「布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈が概ね1メートル以上のもの」の部分によることです。(東京消防庁&gt;安全・安心情報&gt;事業所向けアドバイス&gt;防災について&gt;防災対象物品 <a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/office_adv/bouen/p02.html">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/office_adv/bouen/p02.html</a>)</p> <p>また、ジョイントマットも法令上の線引きはおおむね2㎡以下のものは規制の対象外となります。</p> <p>なお、いずれの項目も、法令上は数値基準を定めており、検査でもそれ以上の指摘をするものではありませんが、その趣旨は、火災時のリスクを下げることで、下げ丈が短くても多数の天がいを広く使用していたり、個々には面積以下のマットであっても室内で多数使用しており実際には広い面積を可燃物で覆っているような運用は避けていただき、安全な環境の構築に努めていただければと思います。</p>
---	---	---

<保育関係>

No	質問	回答案
7	<p>児童の安全確保(窒息・誤嚥等の対応)定期的に点検していることについて。</p> <p>当園では事故防止チェックリストを週1回提出し、点検・確認をしています。文書として記録しているか。とスライドにあったがもう少し具体的にどのようなものが適切なかを教えていただき、または参考にできるひな形などがあったら見せていただきたい。</p>	<p>自園で点検、確認を行っているチェックリストに、「窒息につながる玩具、小物等が保育環境下に置かれていないか」についての項目、および点検日、点検者名、点検を実施した印(チェックや○など)など、定期的に点検・確認したことがわかるが記録であれば、そのチェックリストで良いです。</p>
8	<p>児童健康診断について</p> <p>途中入園の子も同様と伺いましたがどの部分が同様ですか？11月入園でも2回の健診が必要ということですか？</p>	<p>途中入園の子も同様とお伝えしましたが、入園した月によります。園として実施している健康診断以降の入園であれば、それ以前の定期健康診断は、受診してなくても指導事項としていません。例にお示しいただいた11月入園の場合、また、園として2回目の健康診断が11月以降であれば、そこで定期健康診断として受けてください。園の2回目の健康診断日が11月以前(その子の入所前)であれば、その年度に受診してなくても指導事項としていません。</p> <p>なお、入所時健康診断は全員必要です。</p>